

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正内容及び今後の区 の対応について

1 地教行法の改正内容

(1) 改正の趣旨

地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、
首長との連携の強化などを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

(2) 主な変更点

① 教育行政の責任の明確化

- ア 委員長と教育長を一本化し新たな責任者（新教育長）を置く。
- イ 教育長は、首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行う。
- ウ 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育長の任期は、3年とする。

② 総合教育会議の設置、大綱の策定

- ア 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長及び教育委員会により構成される。
- イ 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱（以下「大綱」という。）を策定する。
- ウ 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。

(3) 国の地方公共団体への関与の見直し

児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化する。

(4) その他

- ① 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。
- ② 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

(5) 施行期日

平成27年4月1日

2 今後の区の対応

来年4月の施行に向けて、次の事項について対応を図る。

- (1) 総合教育会議の設置準備
- (2) 大綱の検討
- (3) 地教行法の改正に伴う条例等の規定整備

(参考)

新制度への移行イメージ

